入　札　説　明　書

（件名）　支援車Ⅰ型

仙　　台　　市

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。），物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。），仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量
(2)　調達物品の特質等
(3)　納入場所
(4)　納入期限

} 別記の１

2　競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本市の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記９により申請した者も含む。）
(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
(4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第２条第１項の規定による指名停止を受けていないこと。
(5) 別記の２に該当すること。（別記９により申請した者も含む。）
(6) 別記の８の書類を提出できる者であること。

3　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は，別添一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱　別記様式）を入札公告に示した日時までに契約担当課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

なお，「同等品申請書兼承認書」（別紙２）については，競争入札参加の前に発注課の承認を受け，競争入札参加申請書と同時に提出すること。

4　入札保証金

入札保証金は免除する。

5　入札及び開札

(1) 競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面，別記様式の契約書案及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。この場合において，当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，別添質疑応答書を用い，別記５の定めるところにより，関係職員に説明を求めることができる。
(2) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
(3) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(4) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。
(5) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。
(6) 競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。
(7) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させる。
ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者
イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者
(8) 競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
(9) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
ア　供給物品名（件名）　**「支援車Ⅰ型」**
イ　入札金額
ウ　競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
エ　代理人が入札する場合は，競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
(10)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本通貨による表示とし，**総額（消費税及び地方消費税額抜き）**で入札すること。
(11)　競争加入者又はその代理人は，入札書を作成し，当該入札書を封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，件名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。
　なお，郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。
(12)　競争加入者又はその代理人の入札金額は，調達物品の本体価格のほか，郵送費，保険料，関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
(13)　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。
(15)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
(16)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限は，別記の７の(2)のとおりとする。
(17)　入札・開札日時及び場所は，別記の７の(2)のとおりとする。
(18)　競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
(19)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）
(20)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。
(21)　入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該入札を延期し，又は廃止することがある。

(22)　入札後，仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
(23)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
(24)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。

6　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。
(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
(2) 要綱第４条第３項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書
(3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
(4) 競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
(5) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
(6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
(7) 入札金額の記載が不明確な入札書
(8) 入札金額を訂正した入札書
(9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
(10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
(11)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
(12)　公正な価格を害し，または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
(13)　「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
(14)　その他入札に関する条件に違反した入札書

7　落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。
(3) 製造請負契約について，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，その者を落札者とせず,予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
(4) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
(5) 落札者が，規則第14条で定める期日まで，契約書の取り交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

8　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に，次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該入札を無効とする。また，落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定者を取り消し契約締結は行なわない。

(1) 「2　入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

9　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

10　留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

11　契約保証金

契約保証金は免除する。

12　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

13　支払いの条件

納入物品の代金は，検査合格後請求により30日以内に支払う。

14　契約条項

別紙契約書案，規則及び特例規則による。

15　その他必要な事項

(1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 上記２(1) に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記３により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには，当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別　記

1　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名（件名）及び数量

支援車Ⅰ型　１台

(2) 調達物品の特質等

別冊仕様書のとおり

(3) 納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町2－15）

(4) 納入期限

平成24年3月21日まで

2　競争加入者に必要な資格

(1) 資本金10,000千円以上であること。

(2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「大型・特殊車」で申請している者であること。

3　入札説明書等の公開期間及び入手方法

(1) 公開期間　平成23年7月15日から

(2) 入手方法　仙台市財政局契約課ホームページでダウンロードすること。

http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku_01_01.html

4　一般競争入札参加申請書及び添付書類の提出期間，場所及び提出方法

(1) 提出期間　平成23年7月15日から平成23年8月3日 17時まで

(2) 提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

5　仕様書について質問書の提出期間・場所等

(1) 提出期間　平成23年7月15日から平成23年8月3日 17時まで

(2) 提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

6　入札参加資格の審査結果通知期限

平成23年8月17日

7　入札及び開札

(1) 入札担当部局

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

（調達責任者）　仙台市長　奥山　恵美子

(2) 入札・開札日時及び場所

ア　日　時　　平成23年8月25日　14時20分

イ　場　所　　仙台市財政局契約課入札室

※　郵送による場合

(ｱ)　受領期間　　平成23年8月17日から平成23年8月24日

(ｲ)　受領期限　　平成23年8月24日　17時まで

(ｳ)　住　　所

（郵便番号）　980-8671

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

8　その他

入札公告に示した特質等を有する物品を納品できることを証明するものとして，**競争入札参加申請書と同時に提出すること。**

(1)　メンテナンス体制証明書　（別紙１－１，１－２）

(2)　同等品申請書兼承認書　　（別紙２）

9　本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加するもので，本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は，次のとおり当該資格申請をすることができる。

(1)　受付期間　平成23年7月15日から平成23年8月3日 17時まで

(2)　提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3)　提出書類　本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料

(4)　提出方法　持参すること。

留　意　事　項

※一般競争入札参加資格認定通知書の再発行はいたしません。
※下記の書類が不備の際，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○　申請時の提出書類

No	項　　目
1	一般競争入札参加申請書
2	誓約書（要綱　別記様式）
3	メンテナンス体制証明書　（別紙１－１，１－２）
4	同等品申請書兼承認書　　（別紙２）

※上記４については，競争入札参加の前に発注課の承認を受け，競争入札参加申請書と同時に提出すること。

● 入札時の必要書類等

No	項　　目
1	一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
2	身分を確認できるもの （免許証・パスポート，公的機関発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。）
3	代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）
4	入札書（本市様式に限る。）
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は，写真付名刺，健康保険証は不可。

写

収入印紙

契　約　番　号

第　　号

製造請負契約書

1　物　件　名

2　数　　量

3　契約金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契 約 保 証 金　　免　　除

5　納　入　場　所

6　納　入　期　限　　平 成　　年　　月　　日

上記の物件の製造について，仙台市を発注者，消費税に係る〔課／免〕税業者

を受注者とし，上記事項及び次の条項によって物件の製造の請負に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

発注者　　仙　台　市

代表者　市　長　　奥　山　恵美子　　印

住　所

受注者

氏　名　　印

（総　　則）
第１条　受注者は，別冊の仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に基づき，頭書記載事項に従い，頭書の物件を製造し，発注者に納入するものとする。
２　受注者は，発注者の指示により，頭書の納入期限内において，当該物件を分納することができる。
３　設計図書に明示されていないもの，又は仕様書，図面の交互符合しないものがある場合は，発注者と受注者が協議のうえ定める。
ただし，軽微なものについては，発注者の指示に従うものとする。
（権利義務の譲渡等）
第２条　受注者は，この契約により生ずる権利若しくは義務を，第三者に譲渡し又は承継させてはならない。
２　受注者は，この契約に基づく物件又は検査済み材料は，これを第三者に売却し若しくは貸与し又は担保の目的に供してはならない。
３　前２項の規定にかかわらず，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。
（一括委任又は一括下請負の禁止）
第３条　受注者は，頭書物件の製造の全部又は大部分を，一括して第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。
（特許権等の使用）
第４条　受注者は，特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
（材料の品質及び検査等）
第５条　製造に使用する材料につき，設計図書にその品質が明示されていないものは，均衡を得たものを使用するものとする。
２　製造に使用する材料のうち，あらかじめ設計図書に発注者の検査を受けることを明示されたものについては，当該検査に合格したものを使用しなければならない。
（支給材料及び貸与品）
第６条　発注者から受注者への支給材料及び貸与品の品名，数量，材質並びに引渡場所及び引渡時期は，設計図書に記載したところによるものとする。
（設計図書不適合の場合の改造義務）
第７条　受注者は，頭書物件の製造が設計図書に適合しない場合において，発注者がその改造を請求したときは，これに従わなければならない。
ただし，このために請求代金の増額又は履行期限の延長をすることができない。
（契約の変更及び中止等）
第８条　発注者は，必要あると認めるときは，受注者に対して契約内容を変更し又は製造の一時中止をさせることができる。この場合において，請負代金又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは，発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。
（受注者の請求による履行期限の延長）
第９条　受注者は，天災その他受注者の責めに帰することができない理由により，契約の履行が遅延するおそれが生じたときは，発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は，発注者と受注者が協議のうえ定める。
（一般的損害等）
第10条　製造物件の引渡し前に生じた一切の損害は，受注者の負担とする。
２　受注者は，債務の履行について第三者に損害をおよぼしたときは，その賠償の責めを負う。
（検　　査）
第11条　受注者は，頭書物件の製造を完成したときは，書面により発注者に通知し検査を受けなければならない。第１条第２項の規定により分納する場合も同様とする。
２　発注者は，前項の通知を受けた日から10日以内に，受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。
（検査における不合格等）
第12条　検査の結果，不合格と判定されたときは，受注者は自己の費用をもって直ちにこれを補修し又は改造等の必要な処置をとらなければならない。
（引渡し）
第13条　発注者は，第11条第２項の検査に合格したときは，当該物件の引渡しを受けるものとする。
（中間検査）
第14条　発注者は，必要ある場合には，製造の中途において出来形部分の検査を行うことができる。

（請負代金の支払い）
第15条　受注者は，第13条の規定による引渡し完了後，所定の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。
２　発注者は，前項の支払い請求があったときは，その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。
（部分払）
第16条　受注者は，第１条第２項の規定により分納したときは，分納部分に対する請負代金相当額につき部分払いを請求することができる。
（瑕疵担保）
第17条　受注者は，引渡しの日から１年間，製造物件の瑕疵を補修し又はその瑕疵によって生じた滅失若しくはき損その他の事故に対して損害を賠償しなければならない。ただし，発注者が特に必要があると認めるときは，別に瑕疵担保の期間について定めることができるものとする。
（履行遅滞の場合における違約金）
第18条　受注者の責に帰すべき理由により，この契約の履行を遅延したときは，受注者は，請負代金（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差し引いた額）につき，遅滞日数に応じ，年3.1パーセントの割合で計算した額を，違約金として発注者　に支払わなければならない。
（発注者の解除権）
第19条　発注者は，受注者が次の各号の１に該当するときは，契約を解除することができる。
(1)　正当な理由がなく契約を履行しないとき又は頭書の履行期限内に履行できる見込みがないとき。
(2)　契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
(3)　前各号のほか契約事項に違反したとき。
２　発注者は，前項の規定により契約を解除したときは，既成物件を検査のうえ，当該検査に合格した部分は，発注者が認定する代金を受注者に支払って既成物件を発注者に帰属させることができる。
３　第１項の規定により契約が解除された場合においては，受注者は，請負代金額の１／10に相当する額を違約金として，発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
４　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。
（談合による解除）
第19条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。
(1)　受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項に規定する排除措置命令が，同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
(2)　受注者に対してなされた独占禁止法第50条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
(3)　受注者に対してなされた独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の規定する期間内に提起しなかったとき。
(4)　受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。
(5)　受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又はその使用人）が，刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑に処せられたとき。
２　前条第２項，第３項及び第４項の規定は，前項による解除の場合に準用する。
（暴力団等排除に係る解除等）
第19条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。
(1)　受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第１号に規定する一般員等をいう。以下同じ。）が暴力団員(要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。
(2)　受注者（使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為は，受注者の行為とみな

す。以下同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

２　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，前項の規定を適用する。

３　第19条第２項及び第３項の規定は，前２項による解除の場合に準用する。

４　受注者は，契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（解除に伴う措置）

第20条　契約が解除された場合においては，受注者は，発注者に返還すべき物件があるとき，これを発注者に返還しその他の物件については，発注者と協議して定める期間内に引取る等適当な措置を講じなければならない。

２　前項の場合において，受注者が正当と認められる事由がなくて所定の期間内に物件を引取らずその他適当な措置を講じないときは，発注者は受注者に代わってその物件を処分することできる。この場合においては，受注者は，これに要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償の予定）

第21条　受注者は，第19条の２第１項各号のいずれかに該当するときは，業務の完了の前後を問わず，又は発注者が契約を解除するか否かを問わず，損害賠償金として，契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし，同項第1号，第3号又は第4号に該当する場合において，排除措置命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には，この限りでない。

２　前項の場合において，受注者が共同企業体であり，かつ，既に当該共同企業体が解散しているときは，発注者は，受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払の請求をすることができる。この場合において，受注者の代表者であった者及び構成員であった者は，連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定は，発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に，実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても，同様とする。

（賠償金等の徴収）

第22条　受注者がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで年3.1パーセントの割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき契約代金とを相殺し，なお不足があるときは追徴することができる。

２　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

（補　　則）

第23条　この契約に関し，発注者及び受注者間に紛争を生じたときは，発注者と受注者が協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

発注者及び受注者は,本書２通を作成し,それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

印

内　　訳　　書

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　額
(1)小計（各行の金額をたし上げて計算する。）					
(2)消費税及び地方消費税相当額					
(3)契約金額					

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１２日以内に，本市ＨＰ，掲示で行います。

整理番号						

	質　問　事　項	回　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

印

入　札　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　本人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　代表取締役　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　代理人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

住　所

委任者

氏　名　　印

私は　　を代理人と定め, 平成　　年　　月　　日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

〔記載例〕

印

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

住　所　○○県○○市○○区○○町○丁目○○番○○号

委任者　　△△△△株式会社

氏　名　代表取締役　　○○　○○　　印

私は○○○○○○を代理人と定め, 平成○○年○○月○○日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　　○○○○○○○○○○

受任者は次の印鑑を使用します。

使　用　印　鑑

印

平成23年度

仕　様　書

件名　支援車Ⅰ型

仙台市消防局総務部管理課

第１　入札案件

１　品名

支援車Ｉ型

２　数量

１台

３　納入期限

平成２４年３月２１日

４　納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町２－１５）

第２　総則

１　目的

この仕様書は，仙台市消防局（以下「当局」という。）において，平成２３年度に購入する支援車Ｉ型（以下「本車」という。）の一切に適用する。

２　概要

本車は，消防活動を支援するために必要な構造及び設備を有し，消防活動に用いる人員及び資機材等を搬送する消防車である。

３　適合法令

本車は，「緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱」，「道路運送車両の保安基準」その他関係法令，通達に適合し，緊急自動車として承認の得られるものであること。

４　製作上の問題処理

製作は，仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い，仕様内容に疑義の生じた場合は，その都度速やかに当局と協議を行い解釈すること。

なお，仕様変更は，事前に契約担当課及び当局の承認を受けること。又，本車製作に当たり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは，受注者においてこれらの問題解決を行うこと。

５　製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し，次のとおりとすること。

⑴　各装置及びパーツの取り付けは，原則としてボルト締付けとすること。

なお，ボルト等は，ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。

⑵　車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は，すべてコーキングをすること。

⑶　清掃，点検，調整及び修理が容易に行えること。

⑷　使用取扱上の安全性，操作性を十分に考慮したものであること。

⑸　全体的に重量軽減を図り，前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。

⑹　堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり，かつ，維持管理が経済的に行えるものであること。

⑺　水洗い整備ができるとともに，残水等の生じない構造とすること。又，フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には，適切な保護対策を講じること。

６　規格及び表示

⑴　規格

車両に使用する材料及び部品は，特に指定するものを除き，すべて日本工業規格（ＪＩＳ）のものを使用すること。ただし，ネジ類については，ＩＳＯネジ又は，これに準じたものを使用すること。

⑵　表示

ア　車両に使用する絵表示以外の表示は，日本語，又は英語で表示すること。

イ　車両に使用する単位等の表示は，すべてＳＩ単位で表示すること。

７　登録の費用

当該車両の新規登録に要する費用のうち，自動車重量税及び自賠責保険の費用は発注者（仙台市）負担とし，車庫証明書その他の新規登録に要する費用は，受注者がすべて負担すること。

また，自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は，仙台市が負担するので，受注者が立替え払いし，納車後当該車両代金と別に仙台市に請求すること。

8　登録の代行

本車製作完了後，新規登録のための手続きを受注者が代行し，東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

9　保証

本車の保証期間は，検査合格後１年とする。

なお，保証期間後であっても設計，製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については，受注者が無償で修復すること。

10　事故防止

架装及び車両の移動に当たっては，事故防止に万全の注意を払い，万一事故が発生した場合は，速やかに当局に連絡するとともに，その被害等について一切の責任を負うこと。

11　検査

⑴　受注者は，仙台市財政局理財部庁舎管理課が行う検査を受けること。

⑵　検査は，車検取得後に行うものとし，車両，取付品，積載品，付属品すべてを一括して行うものとする。

⑶　その他必要に応じ検査を行うものとする。

12　提出書類

12－１　提出書類

⑴　製作承認図書類，完成図書及び取扱説明書は，Ａ４判のファイルに一括綴じること。(写真は除くこと)

⑵　図面は，すべてＡ２判又はＡ３判とすること。

⑶　外国製品については，すべて日本語に翻訳すること。又，各単位には，SI単位を併記すること。

⑷　外注先一覧表・・・１部

製作を外注する場合は，次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。

ア　会　社　名

イ　所　在　地

ウ　電話番号

エ　外注内容（品目及び作業内容等）

12－２　着手届け・・・１部

契約日の翌日まで，当局に着手届けを提出すること。

12－３　全体工程表・・・２部

契約後１４日以内に，シャシーの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。

12－４　製作承認図書類・・・３部（返却分１部を含む）

受注者は，架装開始前に，仕様書に基づく次の書類を提出し当局の承認を受けること。

⑴　架装工程表（外注先の作業工程を含む）

⑵　製作承認図

ア　車両概要図

イ　架装外観５面図

ウ　資機材収納図並びに各種取付位置等詳細図（3面図）

エ　骨組み及び配管図

オ　電気配線図

カ　改造自動車重量計算書

⑶　車両構成一覧表

12－５　完成図書・・・２部（車両台数プラス１部）

完成図書は，次のとおりとし，目次及び見出しを付けて編綴し，完成車納入時提出すること。

⑴　シャシー関係図

ア　シャシーの図面（３面図）

イ　シャシーの改造関係（キャブ取付品その他）の図面
ウ　シャシーの架装資料
エ　シャシーの諸元明細書又は詳細な仕様書
オ　シャシーカタログ
カ　シャシー使用電球型式等一覧表（増設部を含む）
キ　シャシー使用ヒューズ型式等一覧表（増設部を含む）
ク　シャシー電気配線図（増設部）

⑵　架装関係図書
ア　架装外観５面図
イ　完成車の最小回転半径の走行軌跡図
ウ　使用材料一覧表
エ　骨組及び配管図
オ　電気配線図（承認図を修正したもので，リレー，ヒューズ，アンペア数等を明示したもの）
カ　各電装品の配線施工図（メンテナンスを考慮したもので，リレー，ヒューズ，リミットスイッチ，安定器等の設置位置を具体的に示したもの）
キ　装備品等一覧表（品名，数量，製作会社名，型式等）
ク　装備品等のカタログ又は写し（諸元明示）
ケ　装備品等の使用油脂類一覧表（整備上必要なもの）
コ　使用電球型式等一覧表
サ　使用ブレーカー（ヒューズ）型式等一覧表
シ　改造自動車等審査届出書写し
ス　自動車検査証写し

12－６　取扱説明書・・・２部（車両台数プラス１部）
⑴　シャシー取扱説明書（シャシー取付品含む）
⑵　資機材及び取付品等の取扱説明書（整備解説書含む）

12－７　写真（ネガ，又はCD-R等の電子データ付）
⑴　架装工程写真（カラーＬ判程度）・・・各１部
製作工程ごとに撮影すること。
⑵　完成写真（カラーＬ判程度）
ア　緊急自動車事前届出用（前後左右撮影，車検取得前のもの）・・・各２部
イ　緊急自動車届出用（前後左右撮影，車検取得後のもの）・・・各２部
ウ　資機材収納部の状況・・・各１部

13　無償点検整備
納車後３ヶ月の法定定期点検整備は，受注者が無償で行うこと。

14　技術指導
受注者は，納車後１週間程度，機器の取り扱い及び保守整備について，当局職員に対し無償で技術指導を行うこと。

15　その他
道路交通法施行令第１３条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上必要なものとして，当該車両の車両型式，車体番号が記載されている書類，及び上記「13－７⑵ア」の写真を車検取得日の１０日前までに当局に提出すること。

第３　仕様

１　材質の規格
⑴　材料及び部品は，すべて新規製品を使用すること。
⑵　ステップ等は，アルミ縞鋼板を使用し，表面は防滑テープ処理とすること。
⑶　保護枠，計器板，蝶板，手すり，握り棒等その他金属露出部分及び外部に取り付けるボルト，ナット類はステンレス製部材を使用すること。
⑷　コーキング及びシーリング材は，経年変化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。
⑸　潤滑油及び各種作動油は，各メーカーが指定するものを使用し，規定量を入れて

おくこと。
⑹　電池及び電池パックを使用するものは，各メーカーが指定するものを使用し，必要数を入れておくこと。
⑺　その他の材料は，次によること。
ア　プラスチック類は，難燃性のものを使用すること。
イ　ゴム製品及び合成樹脂製品は，耐油性のものを使用すること。
ウ　木材は，十分に乾燥したものを使用し，製作後，変形及び歪み等が生じ難いものとすること。

２　主要諸元

⑴	エンジン	水冷４サイクルのディーゼルエンジン
⑵	総排気量	７，０００cc以上
⑶	最高出力	２５０kw以上
⑷	軸数	３軸
⑸	動力伝達方式	４輪が駆動すること
⑹	変速装置	ｵｰﾄﾏﾁｯｸﾄﾗﾝｽﾐｯｼｮﾝ又はﾏﾆｭｱﾙﾄﾗﾝｽﾐｯｼｮﾝ
⑺	軸間距離	３，０００mm以上
⑻	車両寸法	
	全長	１１，０００mm以内
	全幅	２，５００mm以内
	全高	３，８００mm以内
⑼	車両総重量	２０，０００kg未満（別表の積載品等の重量を含む）

３　シャシー（機関及び台車）

３－１　シャシー規格
⑴　使用するシャシーは，平成２３年度に製作されたものを使用すること。
⑵　使用するシャシーは，シングルキャブとすること。
⑶　使用するシャシーは，ポスト新長期規制適合車とすること。

３－２　エンジン付帯装置
吸気口は雨水浸入防止処理を施すこと。

３－３　トランスミッション
⑴　マニュアルトランスミッションの場合は，前進６段以上，後退１段とすること。
⑵　オートマチックトランスミッションの場合は，前進５段以上，後退１段の電子制御式（ロックアップ機能付）とすること。（又は同等以上の性能を有するもの）

３－４　電気装置（シャシー部及び架装部）
⑴　電気装置は，直流２４Ｖのマイナスアース式とすること。
⑵　シャシーエンジンには，次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。
ア　オルタネーターは，２４Ｖ－８０Ａ以上のものとすること。
イ　オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは，オルタネーターに適合するものと交換すること。
⑶　バッテリーは，ＪＩＳ規格１５５Ｇ５１を２個又は同等品を２個とし，引出し時においても支障のないように，コード類は十分に余裕を取ること。
⑷　自動充電装置は，次のとおりとすること。
ア　ＡＣ１００Ｖの電源により，シャシー積載のバッテリーに自動的に充電する装置を取り付けること。
イ　過充電防止装置付きとすること。
ウ　シャシー積載のバッテリーと車両側コンセントを結線すること。
エ　車両側コンセントは，マグネットコンセントとすること。
⑸　電気配線
ア　系統別に色分けを行うこと。
イ　ターミナル部の配線接続は，圧着端子又は，メタルコンセント等とすること。
ウ　すべての配線貫通部には，ブッシングゴムを取り付けること。
エ　灯火機器及びその他電気機器は，必ずその付近で接続するように配線すること。
なお，接続は，圧着端子によること。

オ　各配線は，消費電気量に見合う適正容量のものを使用すること。
カ　配線接続部はすべて絶縁被覆付とし，外部配線は，すべて防水構造とすること。特にコネクター部分は，絶縁融着テープ等で被覆すること。
キ　各配線，電装品の端子等は，燃料配管及びブレーキ配管との接触を避け，整然と敷設固定し，振動及び接触により短絡しない構造とするとともに，雨水のかかる部位の端子等は，防水処理を施すこと。
ク　熱の影響を受ける部分は，耐熱性ケーブルの使用，遮熱板の取り付け等の断熱処理を施すこと。
ケ　各電装品は，シャシー標準ヒューズボックス又は増設ヒューズボックスに接続すること。
コ　増設ヒューズボックスは，ブレードヒューズ型とすること。取り付け位置は，乗降に支障がなく，かつ，足先等に当たらない位置とし，工具を使わずに着脱できる保護カバー（前面に「ヒューズ」表示付）を取付けること。
サ　端子露出部は，被覆保護処理を施すこと。
シ　ヒューズ及び配線は各電気機器に設けること。ただし，当局が承諾した場合はこの限りではない。

３－５　視界

⑴　フロントウインドウに，ウォッシャー連動の間欠式ワイパーを取り付けること。
⑵　フロント左右に大型のアウターミラーを取り付けること。
⑶　左右のアウターミラーは，運転席から上下左右の傾きを調整できる電動リモコンミラーとすること。
⑷　フロント左側には，アンダーミラーを取り付けること。
⑸　平面型補助ミラーを取り付けること。

３－６　計器類

⑴　スピードメーター（走行距離計及びトリップメーター付き）を取り付けること。
⑵　エンジン回転計（１００回転刻みの目盛り及びエンジンの高負荷を示すレッドゾーンを表示したもの）を取り付けること。
⑶　エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。
⑷　燃料計を取り付けること。
⑸　エンジンオイル温度計を運転席付近の適切な位置に取り付けること。
⑹　エンジンアワーメーターを運転席付近の適切な位置に取り付けること。
⑺　エアーゲージを取り付けること。
⑻　トランスミッションのポジショニング表示をメーターパネル内に取り付けること。(オートマッチックトランスミッションの場合のみ)
⑼　上記の計器は，夜間用照明灯付（内部照明でも可）とすること。

３－７　オイルパンヒーター（又はエンジン冷却水のヒーター）

⑴　ヒーターは，ＡＣ１００Ｖを電源とし，ヒーター本体は，次のとおりとすること。
ア　サーモスタットスイッチ付きとすること。
イ　エンジンクランク室内のエンジンオイル又は，エンジン冷却水を有効に暖めることができるものとすること。
⑵　ヒーター本体と車両側コンセントを結線すること。
⑶　車両側コンセントは，自動充電装置のコンセントと兼ねること。
⑷　商用電源用付属ヒーターコードは，次のとおりとすること。
ア　キャプタイヤコードとし，長さが１０ｍで容量に余裕があるものとすること。
イ　キャプタイヤコードの両端には，それぞれ商用電源コンセント及びマグネット式コンセントを取り付けること。
ウ　商用電源コンセントは，丸型のゴムプラグ（平行２芯）とすること。
⑸　配線及び結線部は，露出のないようにし，漏電及び防水対策を十分に取ること。
⑹　キャブ内の適切な位置に自動充電装置電源と共用の通電確認灯（緑色）を取り付けること。
⑺　上記通電確認灯並べて，オイルパンヒーターの「入」･「切」スイッチ及びスイッ

チ「入」で点灯する確認灯（赤色）を取り付けること。

３－８　燃料タンク

燃料タンクの容量は，２０００ℓ 以上とすること。

３－９　排気管

⑴　排気管は，シャシー部分及び架装部分と適切な間隔を保つように取り付けること。また，適切な間隔が取れない場合は，確実な遮熱措置をすること。

⑵　テールパイプは，デパーチャーアングル内に入ることのないように取り付けること。

３－10　タイヤ

タイヤは，全てラジアルタイヤとすること。

３－11　ブレーキ装置

⑴　主ブレーキ（フットブレーキ）は，空気油圧複合式（エアーオーバーブレーキ）とし，エアー配管系統にエアードライヤーを設けること。

⑵　エアータンクの水抜栓には，着氷雪による誤作動防止措置を講ずること。

⑶　主ブレーキには，ＡＢＳ（アンチロックブレーキシステム）を装備すること。

⑷　補助ブレーキとして，排気ブレーキを装備すること。排気ブレーキはアクセルペダルに連動し，アクセルペダルを踏み込み中は，作動しない構造とすること。

３－12　サスペンション

後輪は４バッグ式エアサスペンションとすること。

３－13　ステアリング及びミラー

⑴　ステアリング装置はパワーステアリングとし，チルトできる構造とすること。

⑵　キャブ左側のアウターミラーは，運転席から遠隔操作によりステーの根元から格納できるものとすること。

３－14　ステアリングホイール等の位置

⑴　ステアリングホイールの位置は，進行方向に向かって右側とすること。

⑵　シフトレバーの位置は，進行方向に向かって運転席の左側とすること。

⑶　ウィンカーレバーは，進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。

⑷　ペダル類は進行方向に向かって右側からアクセルペダル，ブレーキペダルの順に配置し，操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。

⑸　運転者が進行方向に向かって右側に着座し，運転に支障のないよう計器，レバー及びその他機器類を適切に配置すること。

３－15　その他

⑴　ヘッドライトはディスチャージとし，フォグライトは放電管バルブ型又はハロゲンランプとすること。

⑵　冷却水は，ロングライフクーラントを使用し，凍結温度を－１５℃以下に設定すること。

⑶　エンジンは，スターターキーのみで始動及び停止ができること。

４　キャブ

４－１　キャブの構造

⑴　形状は，ボデーと一体型とすること。

⑵　キャブの上部に居室から出し入れできる収納ボックスを設けること。

⑶　整備の容易性を確保するため，キャブチルト機能を保持すること。なお,同等の整備性と安全性が確保されていると当局が認める場合は，この限りではない。

⑷　エンジンオイルの点検・交換等の軽易な整備については，キャブチルトをせずに出来る構造とすること。

⑸　座席は２座席とし，各座席に3点式シートベルトを取り付けること。

⑹　運転席と助手席の間にセンターコンソールボックスを設けること。

⑺　左右ガラス窓は，上下開閉式とし，パワーウィンドウとすること。

⑻　キャブ乗降時，磨耗等の恐れがある部分には磨耗防止処理を施すこと。

⑼　各ドアの外側周辺部に，乗降用握り棒及びステップを取り付けること。

⑽　キャブ上面を整備するためのステップ等を設けること。

⑾　ドアは集中ドアロックとし，運転席ドアのロックに連動して助手席及び居室乗

降口ドアも施錠及び開錠ができること。
⑿　サイドブレーキが引かれていない場合に運転席及び助手席ドアを開放すると，「サイドブレーキを引いてください。」の十分な音量の音声警報を発すること。

４－２　キャブ内取付品

⑴　運転席用と助手席用のサンバイザーを取り付けること。
⑵　運転席用と助手席用のアシストグリップを取り付けること。
⑶　電子サイレンのアンプ（セパレート型の場合のみ）取り付け用のブラケットを作成し，キャブ内前方の適切な位置に取り付けること。
⑷　手元スイッチ型のフレキシブルルームランプ（トヨタサージカル型，又は同等以上の性能のもの）を助手席ピラー部に取り付けること。
⑸　キャビン後部にB3版サイズの消防地図8冊（厚さ１１５㎜程度）が収納できる地図収納ボックスを設けること。
⑹　カーナビゲーション及びバックアイカラーカメラ
ア　キャブ内の適切な位置にカーナビゲーションを取り付けること。
イ　カーナビゲーションの方式は，ＤＶＤ又はＨＤＤ方式とし，カラーモニタは7インチ以上とし，地図情報は全国地図及び各都市の詳細な地図とし最新版であること。
ウ　カーナビゲーションモニタの昼夜の照度調整は手動で行えるものであること。
エ　バックアイカラーカメラをボデー後部に取り付け，後退時にカメラ画像を表示するモニタを設けること。（モニタについては，カーナビゲーションモニタと兼用可）

４－３　その他

⑴　天井内張りは，難燃材以上の性能を有すること。
⑵　消防章をキャブフロントパネル中央付近に取り付けること。
⑶　キャブ内に取り付けられている灰皿はすべて取り外し，開口部は，化粧パーツ等で適切に穴埋めすること。

５　車体の構造及び架装

５－１　構成

⑴　車体は，居室と資機材収納室で構成するものとすること。
⑵　車体は，剛性，断熱性及び防食性に優れた材料で制作し，天井及び壁面には断熱処理を施すこと。

５－２　居室

⑴　居室内に８名分の座席を設け，２点式シートベルトを取付けること。
⑵　座席は２名掛けで対座できる構造にするとともに，ベッドにも転用できる構造とすること。
⑶　居室の各部に採光及び換気のための窓（着色ガラス等）を設けること。
⑷　窓には網戸及び遮光カーテンを取付けること。
⑸　居室の天井下に収納庫を設けること。
⑹　居室内に巻取り式のホワイトボードを設けること。
⑺　居室内に地上デジタル式のテレビ，電子レンジ，冷凍庫を設置すること。なお，詳細については当局と協議すること。
⑻　車体左側面に居室への乗降口を設けること。
⑼　乗降口の扉には網戸を取付けること。
⑽　乗降口扉が開いている状態でサイドブレーキを解除した場合，警報音を発する装置を設けること。
⑾　居室床面は，濡れたモップ掛けに支障のない構造とすること。

５－３　資機材収納室

⑴　車体後部に資機材収納室を設けること。
⑵　資機材収納室の最大積載量を４，０００ｋｇ以上とすること。
⑶　資機材収納室と居室は引き戸により区画すること。
⑷　資機材収納室の床面は水で洗い流せる構造とし，洗浄水を室外に排出できる構造とすること。
⑸　資機材収納室左右側壁に折りたたみ式のベッドを設けること。ベッドは上下２

段とすること。
⑹　上記のベッドの下段を補助座席として乗車定員の許可をとること。なお，シートベルトを必要数取付けること。
⑺　資機材収納室には別表２の積載品を収納したキャスター付きのコンテナを積載すること。また，コンテナを資機材収納室の壁に強固に固定する装置を取付けること。
なお，積載品の詳細については当局と協議すること。
⑻　コンテナを資機材収納室に全て積載した状態で，中央部分に通行が可能な通路を確保すること。
⑼　車体後部に資機材積み下ろし用の扉を設けること。扉は観音開きとすること。
⑽　扉は内側及び外側から開閉でき，かつ，施錠が出来る構造とすること。
⑾　大型の資機材の出し入れに支障とならない十分な幅及び高さを有すること。
⑿　扉が開いている状態でサイドブレーキを解除した場合，警報音を発する装置を設けること。

６　主要装置

主要装置は，拡幅装置，冷暖房装置，清水タンク，汚水タンク，給水装置，シャワー・トイレ設備，ガス設備，換気装置，パワーゲート装置，電源装置，無線装置及びルーフデッキから構成される。

６－１　拡幅装置

⑴　居室は停車時に，動力により車両右側に拡幅する構造とすること。
⑵　拡幅部分の収納時及び拡幅時に，キャブ，居室，資機材収納室の間の通り抜けが可能であること。
⑶　拡幅部分の収納時及び拡幅時に４ｍ以上，左右方向に１．５ｍ以上，高さ１．９ｍ以上とすること。
⑷　拡幅と連動し，拡幅部分床面が車両部分床面と高さが同一となる構造とすること。
⑸　車体外右側に拡幅操作盤を設けること。拡幅操作盤はワンタッチ式の平面ハンドルにより容易に開閉できる扉を設けること。
⑹　拡幅操作盤は，操作・確認しやすい総合操作盤とし，拡幅操作中に周囲の安全を確認できるよう，遠隔操作が出来る構造とすること。
⑺　拡幅操作盤及び室内に緊急停止ボタンを取り付け，拡幅操作を緊急に停止できる構造とすること。
⑻　拡幅部分，各扉，ボックス等の開閉状態を確認できるウォーニングパネルを，運転席のオーバーヘッドコンソール部分に取り付けること。
⑼　拡幅時に車体を安定させるため，車体本体部分に防振ジャッキを設けること。なお,詳細については当局と協議すること。
⑽　拡幅装置には，手動による開閉装置などの補助設備を設置すること。
⑾　拡幅装置には，過展張又は過収納を防止するための安全装置を設置すること。

６－２　冷暖房装置

⑴　シャシエンジンによるツインクーラー及びラジエターヒーターを設けること。
⑵　車体拡幅時においても，居室全体を有効に暖房及び冷房ができるエアコン装置を設置すること。なお，このエアコンは走行中も使用できるようにすること。
⑶　居室に軽油式FFヒーター（パーキングヒーター）を設置すること。なお，ＦＦヒーターの燃料はシャシー固有の燃料タンクから配管すること。

６－３　清水タンク

⑴　清水タンクは，車体中央部又は車体両側にそれぞれバランス良く配置すること。なお，車体の両側に分けて配置する場合は，両側タンクを配管等でつなぎ，常に両側タンクの水位が同位となるような構造とすること。
⑵　清水タンクは容量を５００ℓ 以上とすること。
⑶　清水タンクの主要部の材質は防錆を考慮したステンレス鋼製とすること。
⑷　清水タンクは堅牢な構造とすること。
⑸　清水タンクの下部には，バルブ又はコック付きのドレン配管を設け，ボデー側面から操作できること。

また，排水用ホースが着脱できるようにすること。
⑹　清水タンクには給水口を設け，ストレーナー及びキャップを取付けること。
⑺　上記給水口とは別に，６５ミリマチノ式メスの給水口を設け，ストレーナー及びキャップを取付けること。
⑻　吸水口はボデー側面から給水できる位置に設けること。
⑼　清水タンクに水量計を設けること。
⑽　清水タンク上板は，タンク内部の清掃及び点検を可能とするため，ボルト締めにより取外しができるようにボルト等を用いて行うこと。
⑾　清水タンクにはオーバーフロー配管（防虫措置付）を設けること。
⑿　清水タンク内には防波板を設けること。
⒀　清水タンクの取り付けは，走行中の振動等によりガタツキがないように堅固に行うとともに，点検の際取外しができるようにボルト等を用いて行うこと。
⒁　清水タンク・汚水タンク及び配管には凍結防止装置を取り付け，そのＯＦＦスイッチを車内の適切な位置に設置すること。

６－４　汚水タンク

⑴　汚水タンクは，車体中央部又は車体両側にそれぞれバランス良く配置すること。なお，車体の両側に分けて配置する場合は，両側タンクを配管等でつなぐ配管等は，汚物等により詰まらない構造とすること。
⑵　汚水タンクの容量は清水タンクに５００ℓ を加えた容量とすること。
⑶　汚水タンクの主要部の材質はＦＲＰ製とすること。ただし，これと同等以上の性能を有すると当局が認めるときはこの限りではない。
⑷　汚水タンクは堅牢な構造とすること。
⑸　汚水タンクの下部には，バルブ又はコック付きドレン配管を設けボデー側面から操作できること。
また，排水用ホースが着脱できる位置に水量計を設けること。
⑹　汚水タンクに水量計を設けること。
⑺　汚水タンク内には防波板を設けること。
⑻　汚水タンクの取付けは走行中の振動等によりガタつきがないように堅固に行うとともに，点検に際し取外しができるようにボルト等を用いて行うこと。
⑼　汚水タンクが満水になった場合，警告灯及び警告音（スイッチ付）を発する構造とすること。

６－５　給水装置

６－５－１　給水ポンプ

⑴　電動ポンプとすること。
⑵　給湯器及び各水栓等に有効に給水できる圧力及び流量を有するものであること。
⑶　蛇口の開閉により作動する自動給水機能を有すること。
⑷　送水圧力の変動がないこと。

６－５－２　給排水管

⑴　給排水管は樹脂ライニング導管等を使用すること。
⑵　給排水管にフレキシブル管を使用する場合は当局の承諾を得ること。
⑶　車内に露出配管が少なくなるよう配管を行うこと。

６－５－３　流し台

⑴　ステンレス製の一槽シンク（排水口付）を設けること。
⑵　流し台付近にシングルレバーの混合水栓を１口設けること。

６－５－４　外部シャワー

⑴　車両外部左側にボックス収納型の混合水栓付き外部シャワーを１口設けること。
⑵　ボックスは扉付きとし，走行中の振動等により開放しない構造とすること。

６－６　シャワー・トイレ設備

⑴　車両内左側にＦＲＰ製のユニット型シャワー・トイレ室を設けること。ただし，これと同等以上の性能を有すると当局が認めるときはこの限りではない。
⑵　室内寸法は次によること。ただし当局が承諾した場合はこの限りではない。
幅　　：約１２０ｃｍ
奥行き：約８０ｃｍ

高さ　：約２００ｃｍ

⑶　混合水栓を設け，ハンドシャワーセットを取付けること。なお，上方にハンドシャワーが固定できるフックを取り付けること。

⑷　壁面に鏡を取付けること。

⑸　壁に換気用の小窓，天井部にベンチレーターを設けること。

⑹　居室のＦＦヒーターを使用し，衣類等の乾燥室として使用できる構造とすること。

⑺　トイレは排泄物を固形化して処理するタイプとし，処理した排泄物をダストボックス等に収納できる構造とすること。なお，詳細については当局と協議すること。

⑻　トイレ用の消耗品を収納するための小物入れを設けること。

⑼　トイレットペーパーホルダーを設けること。また，使用中の処理薬剤等を入れる蓋付きの小物入れを設けること。

６－７　ガス設備

６－７－１　ＬＰガスボンベ収納ボックス

⑴　ＬＰガスボンベ収納ボックスをボデー側面に設け，ＬＰガスボンベ（８ｋｇ）を２本安全に収納できる構造及び大きさとすること。（ＬＰガスボンベにはＬＰガスを満充填した上で，１本は配管し，１本は予備として積載すること。）

⑵　扉及びボックス内に換気用ギャラリー等を設けること。

６－７－２　ガス配管

⑴　減圧器をＬＰガスボンベ付近に設けること。

⑵　ガス配管は，走行中の振動等により接続部の緩み，亀裂が生じないこと。

⑶　各ガス器具の供給配管には，器具具金に開閉弁を設けること。

⑷　各ガス器具へのガス配管にフレキシブル管を使用する場合は，強化ホースを使用すること。

⑸　ＬＰガスレギュレーターの直後にカットオフバルブを設けること。

６－７－３　ガス給湯器

⑴　ガス給湯器本体は車内外の水栓に効率よく給湯できる位置に設けること。

⑵　給湯器の諸元は次によること。

ア　型式：屋内又は屋外壁掛型

イ　給湯能力：１６号以上

ウ　不完全燃焼防止機能付

エ　温度調節機能付

⑶　走行中の振動によりガタつきがなく，かつ，点検に際して取外しが出来る構造であること。

⑷　排気部及び燃焼部付近で熱の影響を受ける部分には遮熱板を取付けること。

⑸　排気筒は次により設けること。

ア　排気筒は給湯器の排気部に堅固に取付けること。

イ　排気筒の中間にはメーカー指定の逆風止め等を取付けること。

ウ　排気筒がボデーを貫通する部分は断熱材により断熱措置を講ずること。

エ　排気口に雨水，逆風等の侵入を防ぐ装置を設けること。

６－７－４　レンジ用ガス栓

⑴　流し台付近にガス栓を設けること。

⑵　ガス栓はコンセントヒューズコックとすること。（法令を遵守すること。）

⑶　ガス栓には２口以上のガスバーナーレンジを取付けること。

６－７－５　ガス漏れ警報器

ガス機器の下部床面付近，ＬＰガスボンベ収納ボックス下部及びガスが滞留する恐れのある部分にガス漏れ警報器を取り付けること。

６－８　換気装置

⑴　居室及び資機材収納室に吸排気換気扇を設置すること。

⑵　ガスバーナーレンジ用のレンジフード付き換気扇を取付けること。

６－９　パワーゲート装置

⑴　車体後面にパワーゲート装置を設けること。

⑵　パワーゲート装置は１，０００ｋｇ以上の昇降能力を有すること。

６－１０　電源装置

電源装置は発動発電機，外部AC電源入力，サブバッテリーの３方式とする。

６－１０－１　発動発電機

⑴　発動発電機は資機材収納室の床下部分に設けること。

⑵　発動発電機はディーゼルエンジンとし，２基設けること。なお，発動発電機の燃料はシャシー固有の燃料タンクから配管すること。

また，燃料の残量が燃料タンクの２割程度になった時点でアラームが鳴り，燃料の供給を停止する機構とすること。

⑶　発動発電機の定格出力は１００V－３ｋVA以上とすること。

⑷　車内において発動発電機の起動及び停止ができること。

⑸　発動発電機は，使用電力量により稼動基数を１基又は２基と手動操作で切り替えられる構造とすること。

⑹　発動発電機は，静音型，省燃費型とすること。

６－１０－２　外部ＡＣ電源入力

⑴　ボデー外部に外部ＡＣ電源入力装置を取付けること。なお，詳細については，当局と協議すること。

⑵　入力用ケーブル（長さ１０ｍ）を外部ＡＣ電源入力装置付近に収納すること。

６－１０－３　サブバッテリー

⑴　サブバッテリー（１４５G―５１型×２）を設け，１５００ＶのＤＣ-ＡＣコンバーターを取付けること。

⑵　サブバッテリーから，照明，電子レンジ，専用コンセント等に電力を供給できるようにすること。

⑶　サブバッテリーには過充電防止装置を取付けること。

⑷　走行中車両のオルタネーターでサブバッテリーに充電が出来る構造とすること。

⑸　発動発電機からサブバッテリー又は車体のバッテリーに充電が出来る構造とすること。

⑹　外部ＡＣ電源入力装置からサブバッテリーに充電が出来る構造とすること。

⑺　ボデー屋根に太陽光発電装置（ソーラーパネル１５０Ｗクラス）を設け，サブバッテリー又は車体のバッテリーに充電できる構造とすること。なお，太陽光発電装置には保護枠を取り付けること。

６－１０－４　電力供給

⑴　電力供給の優先順位は，外部ＡＣ電源，発動発電機，サブバッテリーとし，自動で切り替わる構造とすること。

⑵　各機器への電力供給は，サーキットブレーカーを介して行うこと。

⑶　居室内の操作しやすい位置に配電盤を設け，発動発電機操作部，発動発電機電流計，外部ＡＣ電源入力電流計，サブバッテリー電圧計（電圧低下警告灯付），ＡＣ電源系ブレーカー，ＤＣ電源系ブレーカー，清水･排水タンク水量計等を取付けること。

⑷　居室，資機材収納室及び車体外部にＡＣ１００Ｖコンセントを取付けること。

６－１１　ルーフデッキ

⑴　車体後部屋根上にルーフデッキを設けること。

⑵　ルーフデッキはＦＲＰ縞板張りとし，整備のために人が乗ることが出来るように十分な強度を持たせること。ただし，これと同等以上の性能を有すると当局が認めるときはこの限りではない。

⑶　ルーフデッキのまわりに，高さ１０ｃｍ程度の手すりを設けること。

⑷　ボデー左側面にルーフデッキ昇降用のはしごを設けること。

７　取付品

別表１に掲げる取付品は，次のとおりとする。なお，取付品の詳細については当局と協議すること。

７－１　サーチライト

⑴　取り付け位置は，車体後部屋根左右とすること。

⑵　リモコンで回転及びふ仰可能なものとすること。

７－２　作業灯

⑴　取り付け位置は，車体左側３箇所，右側２箇所，後部２箇所（ＳＵＳガード付）とすること。

⑵　取り付けは，左右面及び後面にバランスを考慮し有効に取り付けること。

７－３　その他の照明灯

⑴　次の箇所には，照明灯を取り付けること。

ア　居室乗降口

イ　外部ボックス内（２４Ｖ－１２Ｗ程度）

(ｱ) 照明灯は，基本的に防衛庁型とし，効果的に取り付けること。

(ｲ) 扉の開閉により点灯する個別のリミットスイッチ等を設けること。

ウ　エンジンルーム（２４Ｖ－１２Ｗ程度）

エ　その他構造上必要と認める箇所

⑵　室内照明灯はキャブ，居室，資機材収納室を有効に照らす照度を有すること。なお，詳細については当局と協議すること。

⑶　路肩灯

ア　後輪付近（両側）の適切な位置に設けること。

イ　バス型路肩灯は，保安基準認定品（２４Ｖ－２５Ｗ）とすること。

７－４　サイレン等

⑴　電子サイレン

ア　アンプは，５０Ｗ以上で電子サイレン，電子警鐘，拡声機能及び音声合成機能を持つものとすること。

イ　当局が別途指示する消防用広報メッセージを拡声できること。

ウ　出動予告スイッチと渋滞通過スイッチを本体と分離して設置できること。

エ　電子サイレン用のスピーカーは２個とし，散光式赤色警光灯に内蔵する専用スピーカーとすること。

⑵　モーターサイレン

ア　モーターサイレンは，キャブ上の散光式警光灯装置内蔵型とすること。

イ　スイッチは，ダッシュボード付近と助手席足元（足踏式）の適切な位置にそれぞれ設けること。

なお，足踏式スイッチは，床面の凹凸やフロアマットによる影響を受けないようにブラケットを介して取り付け，誤操作防止用の金属製の覆い（つま先で開閉可能な形状とする）を取り付けること。

ウ　足踏式スイッチは，接点方式の防滴型とすること。

エ　テスト用減音装置を設けること。

７－５　警光灯類

⑴　赤色警光灯は次のとおりとすること。

ア　キャブ上の赤色警光灯は散光式赤色警光灯とすること。

イ　キャブ上方前部の適切な位置に取り付けること。

ウ　取り付けは，キャブ上に専用の台座を作成し取り付けること。

エ　キャブ及び台座は，散光式赤色警光灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。

オ　キャブ及び台座は，散光式赤色警光灯本体のメンテナンスを十分考慮した構造にすること。

⑵　赤色点滅灯は，次のとおりとすること。

ア　赤色点滅灯は高輝度ＬＥＤ型とすること。

イ　キャブフロントパネル(左右)，車体後面の上方(左右)及び車体側面後部の上方(左右)の適切な位置に取り付けること。

ウ　キャブフロントパネル及び車体後面上方の点滅灯の間隔は，バランスを考慮した配置とし，必要に応じて台座を作製し取り付けること。

エ　メンテナンスに支障のないように取り付けること。

７－６　保護枠

⑴　車両後部赤色点滅灯には，ステンレス製保護枠を取り付けること。

⑵　車体取り付けの外部スイッチには，ステンレス製保護枠を取り付けること。
⑶　その他構造上必要と認める箇所
⑷　保護枠は，架装状況等により当局の判断において設けないことができること。

７－７　無線雑音防止装置等

⑴　各電装品は，無線障害の原因とならないものを使用すること。
また，その虞がある製品には，セラミックコンデンサーを取り付けるなど有効な防止対策をとること。
⑵　次の箇所にはボンディングアースを取り付けること。
なお，アース線は基本的に平織のアース線とし，金属で両側端末を処理したものとすること。
ただし，樹脂コートなどによりその効果が期待できないものについては，当局の判断において除くことができる。
ア　エンジンブロックとシャシーフレーム
イ　ラジエターとシャシーフレーム
ウ　ミッションケースとシャシーフレーム
エ　オルタネーター（レギュレーターを含む）とシャシーフレーム
オ　キャブとシャシーフレーム
カ　キャブとドア
キ　サスペンションとシャシーフレーム

７－８　架装用スイッチ等

⑴　架装系のメインスイッチを専用の集中スイッチパネル（大阪サイレン製SBW-100又は同等以上の性能のもの）に集約すること。
⑵　取り付け位置は，キャブ内の適切な位置とすること。
⑶　使用電気容量に十分見合うものとすること。
⑷　スイッチには，「名称」と「ＯＮ／ＯＦＦ」を明記（絵表示等でも可）した銘板を取り付けること。
⑸　各スイッチは，赤色確認灯付とすること。

８　自動車衛星電話（以下「衛星電話」という。）

⑴　衛星電話用のアンテナをルーフ上部に取付けること。
⑵　衛星電話を居室で送受信できるように取付けること。

９　無線機関係及びＡＶＭ関係

⑴　無線機用アンテナ及びケーブル（１５０MHz・２６０MHz・４００MHz）
ア　無線機用のアンテナをキャブの屋根にそれぞれ取り付けること。
イ　アンテナからキャブ内助手席の足元前方まで，アンテナ用ケーブル（５Ｄ２Ｖ）を敷設すること。
なお，ケーブル敷設は，露出のないように適切に行い，端末は，約２ｍの余長をとること。
ウ　専用のＬ型接続コネクターにより，アンテナ本体とケーブルを接続すると共に，接続部が外部に露出しないこと。
エ　取り付けに当たっては，アンテナ基台部のアースを十分に確保し，漏水及び防錆対策を十分に行うこと。
⑵　無線機本体，及び付属機器の取り付け用のブラケット（金属製台座）を作成し，ダッシュボード周辺の適切な位置に取り付けること。なお，取付面の大きさは，幅４５０mm，奥行２００mm以上とし，適切に加工すること。
⑶　当局が別途支給するＡＶＭ（車両動態表示装置）端末機器（補助端末含む）を取り付けること。端末本体は，取り付け用ブラケット（金属製台座）を製作し，助手席周辺の適切な位置に取り付けること。なお，取付面の大きさは，幅２００mm，奥行１２０mm以上とし，適切に加工すること。補助端末は，車外無線送受話器収納ボックス内に取り付けること。
⑷　緊急消防援助隊として使用する衛星通信端末機器の取り付けスペースをキャブ前方の適切な位置に確保すること。なお，スペースの大きさは，幅２３０mm，奥行１６０mm，高さ２００mm以上とすること。
⑸　無線機の電源供給線は，断線することがないように助手席の足元前方まで適切

に配線し，端末は，約１ｍの余長をとること。また，ブレーカーと配線端末には，「無線１」「無線２」と表示しておくこと。

⑹　無線装置一式（１５０MHz）を別紙１「消防業務用超短波無線電話装置（支）仕様書」のとおり取り付けること。

10　塗装等

10－１　素地調整

⑴　塗装，シーリング，文字記入等を実施する前には，すべて油分の汚れを取り除く等の下地の調整を十分に行うこと。

⑵　金属については，錆等の腐食部分を完全に除去すること。

⑶　溶接部分については，残渣その他焼けた塗料等を完全に除去すること。

⑷　パテを使用する部分は，素地調整を十分に行い，専用の接着剤を用いてパテを接着すること。

⑸　コーキング及びシーリング等を行う場合は，素地調整を十分に行い剥離等を起こさないようにすること。

10－２　塗装要領

⑴　朱色塗装は，素地調整を十分に行い，プライマー塗り，水研ぎ及びサーフェサー塗等を実施後，上塗りを３回以上行い，塗装面を滑らかにすること。

⑵　パテを使用する部分は，パテが十分に乾燥してから塗装を行うこと。

⑶　朱色塗装部分等の外観部分は，基本的に鏡面仕上げ材による磨き及び艶出し加工仕上げを行うこと。ただし，シャッター部分は除くこと。

⑷　ポンプ本体及び配管等は，素地調整を十分に行い，確実な上塗りを行うこと。

⑸　その他の塗装については，素地調整を十分に行ってから，上塗りを３回以上行うこと。

10－３　塗装種別

⑴　外装は，指定する部分を除きすべて朱色塗装（当局指定色ウレタン系塗料）とすること。

なお，メーカー指定色がある場合は，事前に当局と協議し了解を得ること。

⑵　車体上部（キャブを除く）は，銀色系に統一すること。

⑶　タイヤ用ディスクホイールは，純正色のままとし再塗装しないこと。

⑷　ボックス内側は，朱色以外の統一色とすること。

⑸　燃料配管及び特に注意を要する箇所は，赤色とすること。

⑹　その他の部分は，すべて黒色とすること。

⑺　バッテリーボックス内側は，耐酸物質で被覆すること。

10－４　特殊防錆塗装

次の箇所には，上記塗装の他，特殊防錆塗装（ジーバート塗装又は同等以上の性能の防錆塗装）を行うこと。

⑴　キャブ下廻り及びキャブ立ち上がり部

⑵　ドア内側

⑶　フェンダー内側

⑷　シャシー下廻り

⑸　下部収納ボックスの袋状扉の内部

⑹　架装下廻り

10－５　メッキ

塗装しない部分（アルミ部分及びステンレス部分を除く）の金属部分は，すべて良質のクロームメッキ処理をし，錆止剤を塗ること。

なお，クロームメッキ処理をする部分は，次のとおりとすること。

⑴　扉の取っ手

⑵　計器類

⑶　各種操作レバー

⑷　キャブグリル

11　記入文字

⑴　書体は，丸ゴシックとし，体裁よく配列すること。

⑵　記入箇所及び文字は，次のとおりとすること。

なお,「(車両略号)」については，塗装工程前までに当局より別途指示する。

記入箇所	記入文字	色	大きさ(mm)	記入方向
キャブ両側面	仙台市消防局	白	１２０×１２０	向かって左側から記入
キャブ両側面	(車両略号)	白	１００×９０	〃
車体後面	仙台	白	１００×１００	〃
〃	(車両略号)	白	１００×９０	〃
標　識　灯	(車両略号)	黒	６０×６０	〃
キャブ前面 (ﾌﾛﾝﾄｶﾞﾗｽ右下)	仙台	白	８０×８０	〃
キャブ屋根	(車両略号)	白	８００×５００	進行方向に向かって左側から記入

⑶　記入文字の材質は，フィルムとし，住友スリーエム製スコッチカルコントロールタック（反射を除く)，又は同等以上の性能があるものとし，フィルム表面には，クリア加工の処理をすること。

12　銘板等

銘板等の取り付けは，次のとおりとすること。(本仕様書において別途指示してあるものを除く)

⑴　スイッチ類には,「名称」及び「ＯＮ／ＯＦＦ」の表示をすること。
⑵　計器類には，名称を表示すること。
⑶　バルブ，コック類には，名称及び開閉方向を表示すること。
⑷　エアーブレーキの水抜き栓には，すべての箇所に名称を表示すること。
⑸　操作装置は，名称及び操作方向等を表示（絵表示でも可）すること。
⑹　燃料給油口には，油種表示をするとともに，外部から確認しやすいよう最外面に「給油口」と表示すること。

13　反射テープ

⑴　扉開放時，扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付けること。
⑵　取り付ける扉は，次のとおりとすること。
ア　キャブのすべての扉
イ　資材収納部の扉（シャッター式扉は除く）
⑶　反射テープは，住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ９８１－７１型)，又は同等以上の性能があるものとすること。
⑷　反射テープの色は，白，又は黄色系統とし，統一すること。

14　取付品，積載品及び付属品

⑴　車両とともに納入する取付品，積載品及び付属品は，別表のとおりとし，この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品は，すべて納入すること。
⑵　別表で指定する積載品には，次のとおり文字を記入すること。
ア　書体は，丸ゴシックとすること。
イ　大きさ及び色については，適宜とすること。
ウ　確定していない記入文字については，塗装工程前までに当局より別途指示する。

別表1　　取付品一覧表

番号	品　　名	数量	備　　考
1	消防章(φ150㎜真鍮製)	1 個	全体をクロームメッキ処理し，中央を切り込み，金メッキ処理した真鍮製の仙台市章を埋め込んだもの
2	サーチライト	2 台	70Wクラス リモコン式
4	モーターサイレン	1 式	本体1台　大阪サイレン製前部開放5SA型，又は同等以上の性能のもので，警光灯装置内蔵型，付属装置1組
5	散光式赤色警光灯	1 式	本体1台　大阪サイレン製NF-L-VA2-M・HC2－LF又は同等以上の性能のもの，付属装置1組
6	赤色点滅灯(前)	1 式	大阪サイレン製LF－12D又は同等以上の性能のもの
7	赤色点滅灯(側・後)	6 個	側面2個:大阪サイレン製LF－21C(SUSガード付) 後面2個:大阪サイレン製LF－21C(SUSガード付) 点滅装置:大阪サイレン製LV－4 又は同等以上の性能のもの
8	作業灯(左・右・後)	7 個	右側面2個，左側面3個，後面2個ウィレン製700HZF　又は同等以上の性能のもの
9	電子サイレンアンプ	1 式	本体1台，大阪サイレン製TSK－5102V　又は同等以上の性能のもの，付属装置1組
10	マイク	1 個	大阪サイレン製MC－1V　又は同等以上の性能のもの
11	スピーカー	2 個	散光式警光灯内蔵型　50W
12	バス型路肩灯	2 個	保安基準認定品24V－25W
13	時計	1 台	リズム時計製大型デジタル時計8AD852型(埋込型)　又は同等以上の性能のもの
14	FM・AMラジオ	1 台	シャシーメーカー純正品　又は同等以上の性能のもの
15	冷暖房装置	1 式	シャシーメーカー純正品　又は同等以上の性能のもの
16	サンバイザー	2 個	運転席及び助手席用
17	サイドバイザー	2 個	ステンレス製
18	補助サイドミラー	1 組	助手席用，左サイドミラーステーに取り付け
19	バックライト	2 個	シャシーメーカー純正品　又は同等以上の性能のもの
20	バックブザー	1 式	ブザー1組，サイレンアンプ内蔵の音声警告1組(右折，左折，後退)，付属装置1組
21	スポットライト	1 個	トヨタサージカル型(24V－25W)　又は同等以上の性能のもの

22	無線機等	1 式	無線機アンテナ 　１５０MHz　1組 　　日本アンテナ製　WH-BAN－M6＆ELS－５００型 　　又は同等以上の性能のもの，配線等各１組 　２６０MHz　2組 　　日本アンテナ製　WH-BAN－M6＆ELS－５００型 　　又は同等以上の性能のもの，配線等各2組 　４００MHz　1組 　　日本アンテナ製　WH-BAN－M6＆EL－１５０M/M型 　　又は同等以上の性能のもの，配線等各１組 無線装置（１５０MHz） 　別紙1「消防業務用超短波無線電話装置（支）仕様書」のとおり
23	登録ナンバープレート フレーム（前・後）	各1 個	
24	キャブ内地図収納ボックス	各1 個	B3判サイズの消防地図8冊（厚さ１１５mm程度）が収納できること。
26	エンジン積算計	1 個	使用時間用
27	電子レンジ	1 台	
28	昇降用はしご	1 式	車体左側
29	清水タンク	1 式	５００ℓ以上
30	汚水タンク	1 式	５００ℓ以上
31	LPガス給湯器	1 式	
32	LPガスボンベ	2 本	8kg
33	LPガスレンジ	1 台	2口以上のコンロ
34	冷蔵庫	1 台	冷凍庫付　容量については本市と協議
35	流し台	1 台	混合水栓付
36	シャワー	2 式	混合水栓付，車内1，車外1
36	トイレ	1 式	
37	電気コンセント		設置位置，数については当局と協議
38	二人掛けシート	4 脚	回転式，ベッド転用型
39	着脱式テーブル	2 台	取外し時固定装置付き
40	折りたたみ式ベッド	4 台	二段式，座席転用型（左右下段のみ）
41	ホワイトボード	1 式	居室内，巻取り式
42	地上デジタルテレビ	1 台	居室内，１５インチ程度，アンテナ設置
43	ルームエアコン	1 式	居室全体を有効に暖房及び冷房できるもの
44	FFヒーター		軽油燃料式
45	カーナビゲーション	1 式	DVD又はHDD方式　カラーモニタ7インチ以上

46	バックアイカメラ	1 式	モニタは，カーナビゲーション用モニタと兼用
47	パワーゲート装置	1 式	昇降能力1000kg以上
48	発動発電機	2 式	3kVA以上×2，軽油燃料式
48	太陽光発電装置	1 式	150Wクラス
49	衛星電話	1 式	NTTドコモ社製ワイドスターⅡ又は同等以上の性能のもの
50	自動充電装置	1 式	本体1台，マグネット式コンセント，付属装置一式

別表2　　積載品一覧表

品名欄に「※」印があるものは取り付けを含み，文字欄に「〇」印があるものは文字を記入すること。文字の詳細については，本仕様書のとおりとする。

番号	品　　名	文字	数量	備　　考
1	資機材コンテナ	〇	6 台	折りたたみ式，キャスター・落下防止ベルト付
2	災害用テント	〇	1 張	TVIフレーム式テント（6.7×5.5×3.0）又は同等以上の性能のもの，LEDパイプライト（屋外型，40W相当）を含む
3	アルミクイックテント	〇	1 張	ミスタークイックテントTA－23（240×360）横幕四方，ウエイト含む　又は同等以上の性能のもの
4	折りたたみ式トイレ		5 式	本体，便座カバー，収納袋付
5	ワンタッチトイレテント	〇	5 式	テント，収納袋，ペグ，トイレットペーパー掛け付
6	便収納袋備蓄用		3 式	100回分
7	風防付強力ガスバーナーセット	〇	3 式	調整器付，ホース付，LPガス仕様
8	作業台	〇	3 台	折りたたみ式
9	テーブル	〇	5 台	折りたたみ式
10	椅子	〇	20 脚	折りたたみ式，一人掛け
11	折りたたみ式リアカー	〇	1 式	
12	※ 消火器（検定品）	〇	1 本	粉末ABC10型車両用，取付金具設置
13	車輪止	〇	2 個	中空（ゴム製取っ手付　黄色）

別表3　　付属品一覧表

番号	品　　名	数量	備　　考
1	フロアマット	1 組	キャブ内用とし，フットスイッチ等がある場合は，適切な穴あけ加工をすること。
2	愛車セット	1 組	ボディワックス（250g）含む
3	タイヤチェーン	2 組	SCC製ケーブルチェーン　又は同等以上の性能のもの
4	タイヤチェーン	1 組	鉄製ラダー型
5	標準工具	1 式	シャシーメーカー標準積載品
6	点検ハンマー	1 本	1/4ポンド
7	キャプタイヤコード	1 本	オイルパンヒーター及び自動充電装置のコードを兼ねたものとし，商用電源接続用キャプタイヤケーブル10mコンセント形式片側商用AC100V用平行2芯，片側大型マグネットコンセントのもの
8	非常信号用具	1 式	発炎筒1本，2色信号灯（マグネット付）1本，赤旗1本，非常停止板1枚　いずれも保安基準適合品
9	車輪止（待機用）	1 個	合成ゴム製，2mのロープ付
11	ワイヤーロープ	1 本	φ12㎜×5m（端末は，輪に加工したもの）
12	予備シーラー	2 本	白と透明のもの各1本（チューブ入り）
13	ネジロック剤	1 本	スリーボンド製1401B型200g入り缶　又は同等以上の性能のもの
14	予備電球	1 式	シャシーの取付数と同数（保安基準にかかるもののみ）
15	予備ヒューズ （シャシー分含む）	1 式	ブレードヒューズは，種類別に各5個，その他は，種類ごとに各1個
16	補修用塗料	1 式	500ccの缶入り（朱色）
17	特殊工具	1 式	TONE製TSS4331及びMPT－CS又は同等品以上の性能のもの
18	シリコングリーススプレー	3 本	YONE製消防自動車用メンテナンスオイルスプレー（220cc入）　又は同等以上の性能のもの
19	鍵	1 式	エンジンキー（ドアキー兼用）3本 架装部収納ボックス3本 その他施錠装置3本
20	アドブルー	10 個	10リットル入

別紙１

消防業務用超短波無線電話装置（支）仕様書

平成２３年度
仙台市消防局

１　適　用

本仕様書は、当局が購入する消防車両に搭載する無線電話装置について必要な事項を定める。

２　概　要

支給する装置は、１０W単信方式車載型の水晶発振制御シンセサイザー方式でＦ２Ｄ及びＦ３Ｅの電波を使用する１５０MHｚ帯無線電話装置である。

３　手続き

受注者は、本装置引渡しの時点から無線局（「陸上移動局」）として正式運用ができるよう自己の負担において関係機関に対し必要な手続き（無線局変更申請）を行うものとする。手続きに必要な事項は別途指示する。

受注者は、本装置の納入時に次の完成図書を一括提出すること。

ア　無線局免許状　１部
イ　無線局申請書の写し(東北総合通信局の押印されたもの)　１部
ウ　機器構成一覧図（接続系統図、施工図）　車両の完成図書の数＋１部
エ　完成写真※（電子データ付）　１部

※　各機器及びその取付後の位置等が確認でき、カラーでアルバムに整理したもの。

４　装置の構成

本装置は、次の機器類をもって構成する。

⑴　送受信機（取付金具を含む　別途支給）　１台
⑵　ＤＣ／ＤＣコンバータ（入力22.0～30.0V 出力13.8V±10％　5A以上）　１個
⑶　電源ノイズフィルター　１個
⑷　送受話器（ハンドセット型、掛金具を含む）　２個
⑸　スピーカー（ボックス型、車内用１個、車外用１個）　２個
⑹　通話切替器（スピーカ出力を車内又は車外へ切替）　１個
⑺　通話分配器（車内・車外の２箇所より常時送信可能）　１個
⑻　取付工事雑材　１式
⑼　ＡＶM端末装置　１台
（富士通製ＣＡ－１００Ｅ型又はＨＧ－２ＳＰＵ０２型　別途支給）
⑽　ＡＶM補助端末装置　１台
（富士通製ＣＡ－１０１型又はＨＧ－２ＡＤＰ０１Ｒ型　別途支給）
⑾　ＡＶM端末装置用ケーブル　１式
⑿　外部アンテナ　１式
（１５０MHｚ車載型無線機用、ケーブル、コネクタ含む）
⒀　外部アンテナ　１式
（４００MHｚ車載型無線機用、ケーブル、コネクタ含む）
⒁　外部アンテナ　２式
（２６０MHｚ帯デジタル無線機用、ケーブル、コネクタ含む）

５　機器仕様

⑴　無線局呼出名称（別途指示）を送受信機、送受話器に表示すること。
⑵　車両整備等でバッテリーを取外す等、送受信機への電源が完全に長期間断たれても、電源を投入した際にチャンネルが次のいずれかの状態になること。

- 予め設定した主チャンネル
- 電源切断直前のチャンネル

6　取付仕様

⑴　受注者は、本装置を消防車両に取り付けること。なお、受注者から要求があるときは、支給品に関して必要な技術資料を提供する。

⑵　電源は、当局が指定する箇所から取り出すこと。

⑶　各ケーブルにあっては適度な余裕をもたせ、またその余長は束ねる等の処理を行うこと。

⑸　本装置一式を取り付け後、総合調整を行うこと。

⑹　取付場所、配線等の詳細にあっては、仙台市消防局管理課施設装備係員の取り付け作業現場立会い及び協議によって決定すること。

7　その他

⑴　本仕様書に疑義が生じた時は、当局の指示または承認を受けること。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然に必要なものについては受注者の負担でこれを処理すること。

⑵　接続系統図等　　別図のとおり

別図１	接続系統図	（ＣＡ－１００Ｅ型）
別図１－１	ＡＶＭ端末装置概観図	（ＣＡ－１００Ｅ型）
別図２	接続系統図	（ＨＧ－２ＳＰＵ０２型）
別図２－１	ＡＶＭ端末装置概観図	（ＨＧ－２ＳＰＵ０２型）

支援車

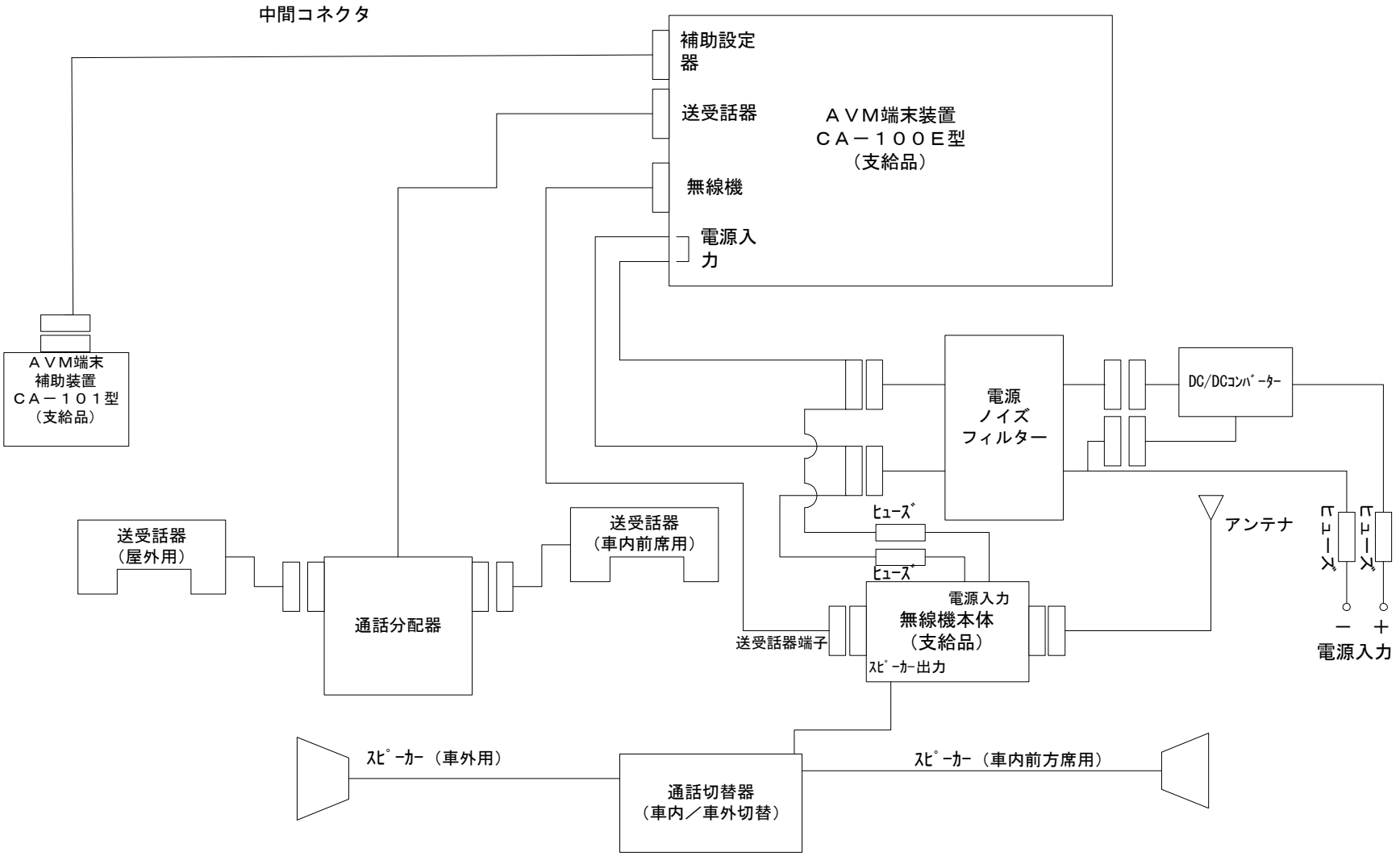

別紙１　接続系統図（ＣＡ－１００Ｅ型）

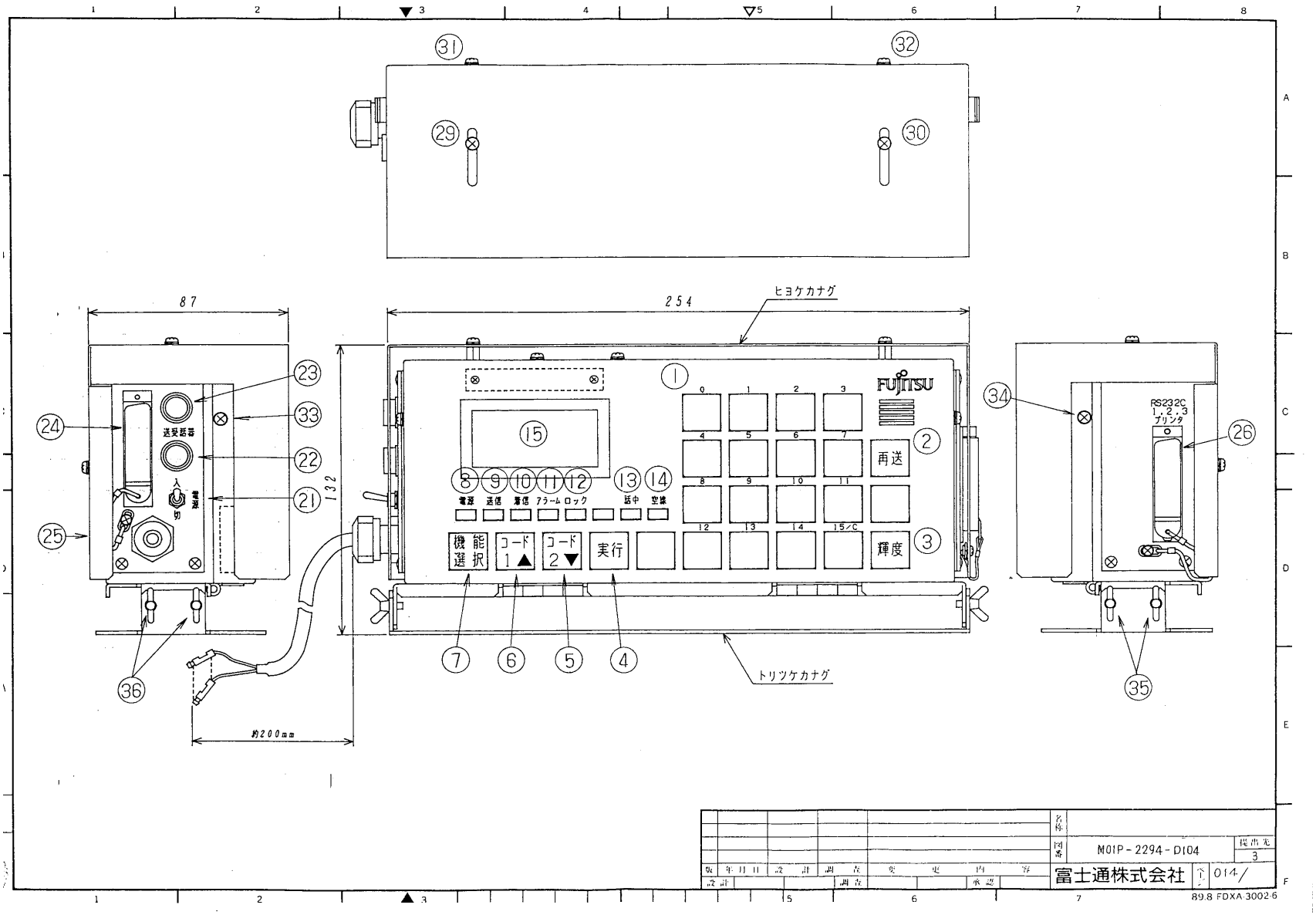

別図1－1　AVM 端末装置概観図（CA100E型）

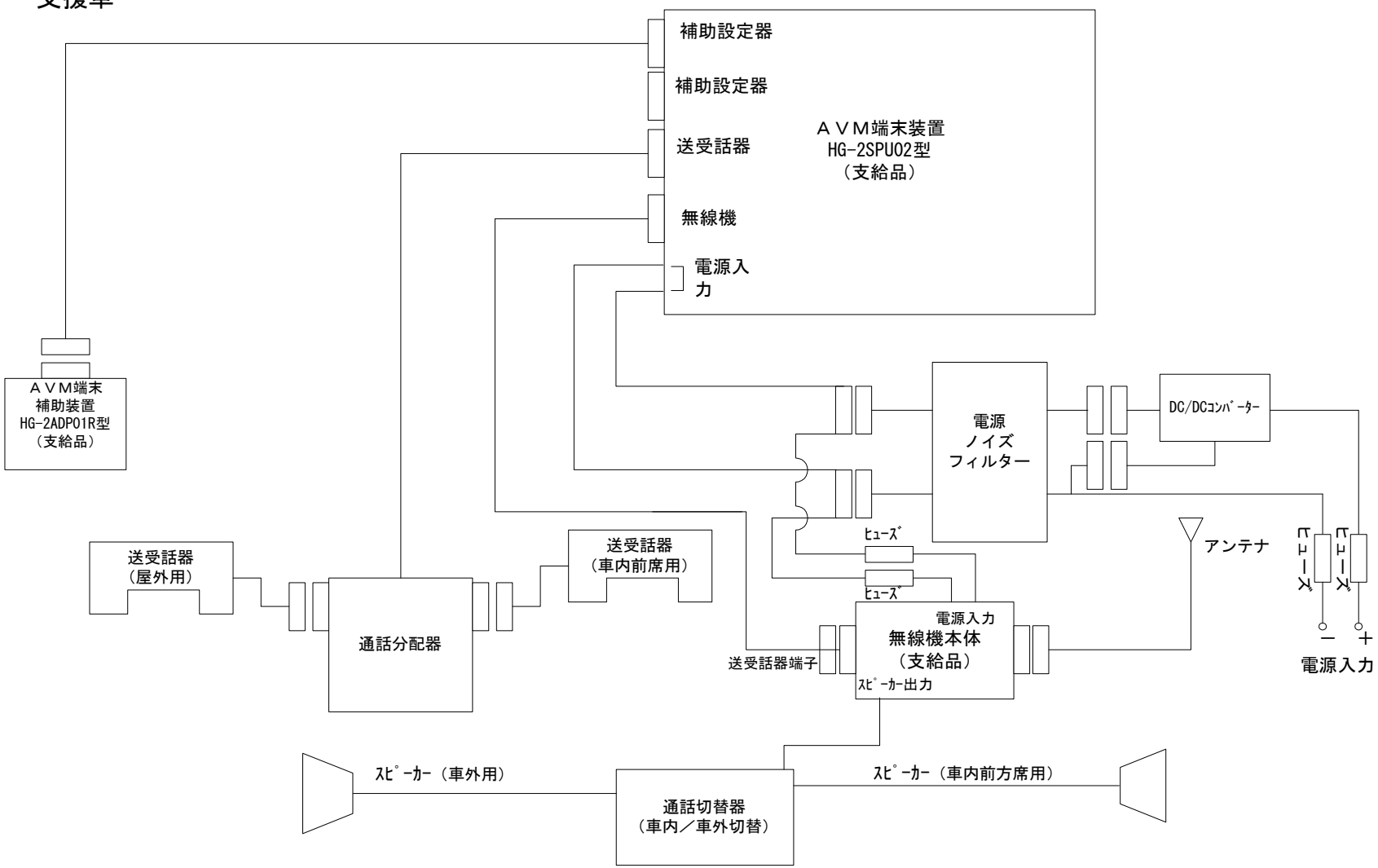

別紙２　接続系統図（ＨＧ－２ＳＰＵ０２型）

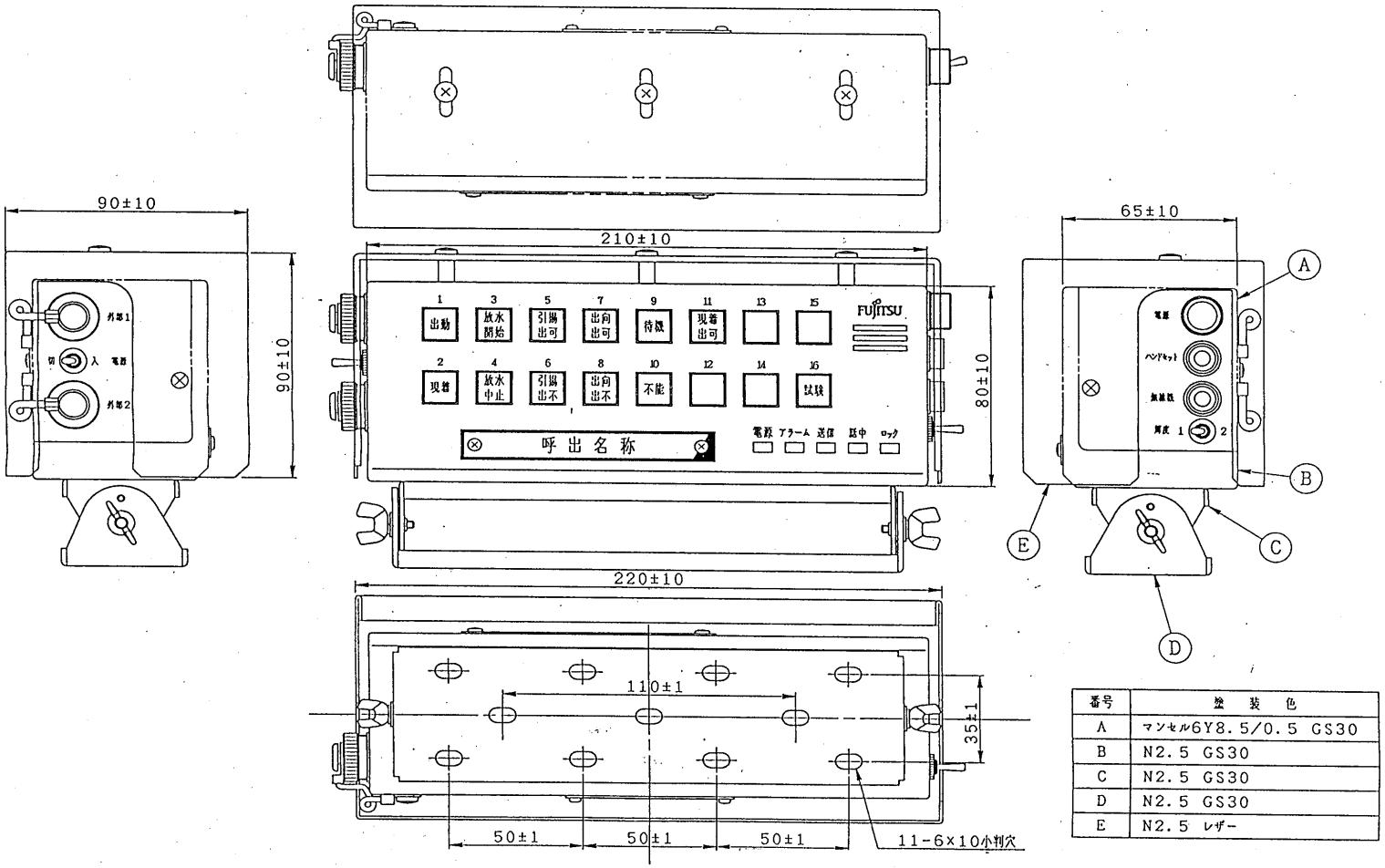

番号	塗装色
A	マンセル6Y8.5/0.5 GS30
B	N2.5 GS30
C	N2.5 GS30
D	N2.5 GS30
E	N2.5 レザー

別図2－1　AVM 端末装置概観図(HG-2SPU02型)

㊞

［別紙１－１］

メンテナンス体制証明書

［支援車Ｉ型］

1　当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

(1)　最寄りの整備工場（整備拠点の）名称及び所在地（電話番号を含む）

(2)　入札希望者との関係

(3)　整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

(4)　点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、１日で対応いたします。

2　部品供給体制

(1)　部品供給の総括窓口及び担当者名（電話番号を含む）

(2)　供給系統（フローチャート図）

(3)　依頼から納品までの所要日数は、２日以内で対応いたします。

㊞

［別紙１－２］

3　技術員の派遣体制

(1)　最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、１日以内で対応いたします。

(2)　メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、２日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

競争入札参加希望者　住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

㊞

［別紙２］

同等品申請書兼承認書

［支援車Ｉ型］　　（　／　枚）

No.	品名(材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

※ 上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市消防局総務部管理課長　　㊞